

本宮市企業ガイド(サブサイト)運用事務取扱要領

(平成 29 年 10 月 2 日施行)

(目的)

第 1 条 この告示は、市内外への企業 P R 及び本市で働きたい方々への情報発信を行い、定住促進を図るため新設した、本宮市企業ガイド(サブサイト)(以下「企業ガイド」という。)の運用事務について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 企業ガイド 本宮市企業ガイド(サブサイト)のことをいう。
- (2) 掲載企業 第 4 条に該当し、企業ガイドに掲載されている企業のことをいう。
- (3) 企業情報ページ 各掲載企業の情報を掲載しているページのことという。

(運用)

第 3 条 企業ガイドの運用にあたっては、産業部商工観光課が行うものとする。

(掲載企業基準)

第 4 条 掲載企業は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、掲載を希望する企業とする。

- (1) 本宮市工業等団地立地企業連絡協議会会員
- (2) 本宮市白沢商工業振興協会会員
- (3) 本宮市商工会会員（概ね従業員数 10 名以上）
- (4) 本宮市工業団地立地企業
- (5) 前各号のほか、市長が掲載を適当と認めた企業

(企業情報ページ掲載基準)

第 5 条 企業情報ページに掲載する情報(コンテンツ)は、企業情報提供書(様式第 1 号)に掲げる項目とし、1 企業当たり A4 サイズに収まる分量を目安とする。(300 字程度、写真 2 枚程度)

(企業情報ページ掲載の申込み)

第 6 条 第 4 条に該当し、掲載を希望する企業は、企業情報提供書(様式第 1 号)に、掲載する写真の電子データを添えて提出することにより申込みものとする。その際、市長は必要に応じて掲載を希望する企業に関する資料を求めることができる。

(企業情報ページ掲載料)

第 7 条 企業情報ページ掲載料については、無料とする。

(企業情報ページ掲載内容の変更)

第8条 市長は、掲載内容の変更が必要であると判断したとき、又は、掲載企業から変更の申し出があった場合には、必要に応じて掲載ページに必要な資料を求めることができる。

(企業情報ページ掲載内容の更新頻度)

第9条 第6条及び第8条の規定による更新の頻度は、年4回を目安とする。ただし、企業名及び代表者名の変更等、緊急を要するものについては、随時更新とする。

(企業情報ページ掲載の取り消し)

第10条 市長は、次の各号にする場合には、掲載企業への催告その他何らかの手続きを要することなく、掲載を取り消すことができる。

- (1) 前条による掲載内容の変更手続きを掲載企業が行わないとき。
- (2) 掲載企業のリンク先ホームページの内容等が、各種法令に違反している、あるいは、そのおそれがあるときで、前条の規定によっても解消できないとき。
- (3) その他、企業ガイドへの掲載が適切でないと市長が判断したとき。

(企業情報ページ掲載の取り下げ)

第11条 企業情報ページ掲載を取り下げるときは、掲載企業は、書面により市長に申し出なければならない。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号(第5条、第6条関係)

本宮市企業ガイド(サブサイト)企業情報提供書

企業名	
業種	①建設業、②製造業、③情報通信業、④運輸業、⑤卸売業・小売業、⑥金融業・保険業、⑦医療・福祉、⑧サービス業 から選択
サブタイトル	
企業PR(300文字程度)	
主な製品または事業内容	
所在地	〒 福島県本宮市
所在地(本社が上記と異なる場合に記入)	〒
代表者名	
代表者名(本社代表者が上記と異なる場合に記入)	
資本金	
電話番号	
FAX番号	
社員数(本宮市内事業所)	
URL	